

○厚生年金保険法

平成二十六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二五・六・二六法六三）
・本則（平成二六・六・二五まで）に政令で定める目施行による改正前の条文

■第一条

（この法律の目的）

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定めるものとする。

■第四条第一項

① 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金並びに第八十五条の二及び第百六十一条第一項に規定する責任準備金をいう。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができず見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

■第四十三条第一項

① 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる月の標準報酬月額と標準賞与額と、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数を除して得た額をいう。第百二十二条第二項並びに附則第十七条の六第一項及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

■第六〇条

（年金額）

■第六〇条①②

③ 被保険者期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた配偶者に支給する遺族厚生年金については、第一項第二号中「老齢厚生年金等の額の合計額」とあるのは、老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額の算定の基礎となる

期間が厚生年金基金の加入員であつた期間であるときは、第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額とし」とする。（法六三により廃止）
（略、新法の③）

④ 前各項に定めるもののほか、遺族厚生年金の額の計算について必要な事項は、政令で定める。（新法の④）

■第八一条第四項

④ 保険料率は、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞれ同表の下欄に定める率（厚生年金基金の加入員である被保険者にあつては当該率から第八十一条の第三項に規定する免除保険料率を控除して得た率）とする。（表略）